

令和5年(ワ)第1521号 地位確認等請求事件

原告 東郷ゆう子 こと 角本裕子

被告 灘民主商工会

## 訴状に代はる準備書面

令和5年10月24日

神戸地方裁判所第6民事部3B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜久治 代

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

当事者の表示 別紙当事者目録のとほり

## 請求の趣旨

- 1 原告が、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 被告は、原告に対し39万8593円及びこれに対する令和5年6月26日から支払済みまで年3%の割合による金員、並びに令和5年6月21日から本判決確定の日まで毎月25日限り月額29万4200円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 3 被告は、原告に対し、176万円及びこれに対する令和5年5月11日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 4 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1 事案の概要

本件は、被告に勤務してゐた原告が、被告の実質的な上位組織である日本共産党(以下「日共」といふ。)の公認候補として令和5年4月9日執行兵庫県議会議員選挙(神戸市灘区選挙区)に立候補して落選した後、被告が原告に対し同年5月9日付けで解雇するとの意思表示をしたのであるが、その解雇理由は「県議会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」などといふ支離滅裂かつ事実無根のものあり、明らかに違法な解雇の意思表示であつたといふ事案である。

しかも、この解雇の意思表示は、日共中央委員会(以下「日共中委」といふ。)、日共兵庫県委員会(以下「日共県委」といふ。)及び日共東灘・灘・中央地区委員会(以下「日共地委」といふ。)及び味口俊之神戸市会議員(日共・灘区選出)(以下「味口市議」といふ。)と通謀の上、被告の非合法活動を知つた原告を排除する違法な目的に基づくもので、原告は、同解雇の意思表示により精神的苦痛を受けた。

さらに、原告は、上司であつたM事務局長(以下「M事務局長」といふ。)から度重なるハラスメントを受け、精神的苦痛を受けた。

原告は、以上のとおり被告に対し①解雇の無効確認、②違法な解雇による慰謝料、③M事務局長のハラスメントによる慰謝料を求めるものである。

なほ、原告は、令和5年6月30日、被告に対する労働審判の申立てと同時に、貴庁に対して、日共中委、日共県委、日共地委及び味口市議を被告として、令和5年5月15日付け日共による権利制限処分の無効確認等を求めて貴庁に別訴を提起してゐる(現在は、除籍処分無効確認へと訴への変更をしてゐる。)

また、本件の背景事情は、令和5年6月30日付け労働審判手続申立書「第6.背景事情」(6頁)で述べたとおりであるから再述を控へ、本準備書面では、主に労働審判で集中的に審理された争点について補充の主張を行ふ。

### 第2 当事者

#### 1 原告

原告は、令和2年12月頃、原告が神戸市に対して各種支援金を申請するにあつて縁のあつた味口市議の紹介で被告の事務局員として雇用され、3カ月間の試用期間を経て、令和3年3月より本採用された(なほ、雇用契約書等は存在しない。)。主な業務は、被告の会員がなす税務申告の補助業務、各種助成金申請の補助業務等であつた。

また、これに先立つ令和2年8月28日に日共に入党してゐる。

直近6カ月間の月給は294,200円（甲1の1乃至甲6の2）であり、当月20日締め、当月25日支払（現金払い）であつた。その内訳は、後述する①「表の」給与明細の基本給100,000円、②「裏の」給与明細の基本給186,200円、及び③同給与明細の組織手当8,000円（これは青年部など支部の事務を取り扱つてゐることに対する手当である。）であつた。

## 2 被告

被告灘民主商工会は「全国商工団体連合会（全商連）に加盟する灘民主商工会は、小企業・家族経営の営業と暮らしを支えあう、助け合い運動に取り組む中小零細業者の非営利団体です」（被告HP）と称するが、実質的には日共の下部組織である。

すなはち、被告は、国政選挙や地方選挙の折に日共の幹部がJR三ノ宮駅周辺で街頭演説を行ふ際、原告にとって週2日の休曜日である土・日曜であつても、原告に周辺の交通整理のため稼働するやう命じ、その日は出勤扱ひとなるため平日に代休を取ることが許可されてゐた。つまり、被告は従業員に対する業務命令を發して日共の選挙にとって必要な活動（それが公職選挙法上の選挙運動に含まれるか否かはともかく）をさせてゐた。

また、原告が被告から交付された「平成34年5月給与明細一覧」（基本給100,000円）の紙片（甲7の1）の裏面には「日本共産党の躍進！市民と野党の共闘で政権交代！」と題する令和3年10月19日付け日共兵庫県業者後援会作成の兵庫県業者後援会ニュースが印字された、同日に公示された衆議院議員総選挙の選挙運動のための広告物の裏紙を使つてゐたし（甲7の2）、「平成34年12月給与明細一覧」（基本給100,000円）の紙片（甲2の1の1）の裏面には「日本共産党とこむら候補の勝利を」と題する令和4年7月3日付け同後援会の同ニュースが印字された、当時公示されてゐた参議院議員通常選挙（兵庫県選挙区）の日共公認候補の選挙運動のための広告物の裏紙を使つてゐた（甲2の1の2）のは、被告の業務と日共の活動とは、給与明細一覧（表面）と選挙運動のための広告物（裏面）の関係のやうに「表裏」一体の関係だつたからである。

そして、何よりも、「県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠つた」ことが解雇理由といふのであるから、日共の選挙運動こそが被告の「本業」といへるのである。

つまり、被告は、日常的に日共の選挙運動乃至政治活動を行つてゐたのであり、日共の下部組織であつたことに何ら疑ひを差し挟む余地はない。

ところで、被告では、令和5年4月当時、M事務局長、m事務次長（以下「m事務次長」といふ。）及びD事務局員が勤務してをり、M事務局長及びm事務次長は原告の上司であつた。

### 第3 解雇の意思表示

#### 1 解雇の意思表示

原告は、令和5年4月9日執行の県議選に立候補し、落選した後、被告から自宅待機を命じられた。

その後、被告代理人弁護士西田雅年らが、原告に対し、同年5月9日付け「解雇通知及び損害賠償請求書」と題する書面（甲8）を送付して、同月11日にこれが原告に到達し、もって解雇の意思表示をした。

#### 2 被告が主張する解雇理由

原告は、被告代理人に対して解雇理由証明書の交付を請求した。これに対し、被告代理人らは、原告に対し、同年5月18日付け解雇理由書を送付した（甲9）。それによると、解雇理由は以下のとおりであった。

1. 青年部の預り金保管を懈怠し、損害を出した。にもかかわらず、適時の報告を怠った。時機遅れの報告も、不明瞭であった。
2. 勤怠について注意を受けながら、欠勤・早退が続いた。
3. 欠勤した日にタイムカードに手書きで出退勤時間を記入し、出勤したかのようになり、もって勤怠の報告を偽った。
4. コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけた。
5. 県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った。にもかかわらず、ほぼ毎日稼働していたと虚偽の報告をした。

しかし、後記第7で主張するとおりいずれの事実も存在しないか又は解雇理由とは到底ならないものであつて、解雇の意思表示は権利濫用により無効である。

#### 3 未払賃金の額

このため、原告の同年5月10日以降の給与が未払となつてをり、同日から6月20日まで（6月25日支払日）の未払給与は以下の計算式とほり 398,593 円である。

（計算式）

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| ① 5月分 (5/10～5/20) | 294,200 円×11 日/31 日=104,393 円 |
| ② 6月分 (5/21～6/20) | 294,200 円                     |
| ③ 上記合計            | 104,393 円+294,200 円=398,593 円 |

## 第4 違法な解雇による慰謝料等

### 1 慰謝料 100万円

原告は、労働審判手続申立書「第6 背景事情」（6頁）で述べたとおり、被告が、日共中委、日共県委、日共地委及び味口市議と通謀の上、①被告及びM事務局長の非合法活動を知る原告を選挙運動に専念させて被告の業務から排除するため、及び②味口市議の市議選再選を確実なものとするため日共公認の県議候補を立候補させて市議選との相乗効果を狙ふためには、原告の立候補はまさに一石二鳥となるのであり、被告及び日共は、原告を「捨て石」として利用し、落選後に解雇の意思表示に及んだのであり、これによつて原告に甚しい精神的苦痛を与へたのであり、その慰謝料額は100万円を下らない。

### 2 弁護士費用 10万円

上記1の慰謝料額の10%に相当する金額である。

## 第5 M事務局長によるハラスメント

### 1 「一部マニアに受ける」発言

令和4年7月頃、原告が日共の県議候補となることが決定し、ポスターに掲載する写真を被告事務所内で選んでみた際、M事務局長が「東郷くんは一部マニアに受けるね」と述べ、原告の容貌や体型を揶揄する発言に及んだ。

### 2 「エサ」発言

M事務局長は、被告の会員からの菓子等の差し入れをもらふと、原告に対して「東郷くん、エサやで」と日常的に述べるなど、あたかも原告がペットであるかのやうな発言に及んだ。

### 3 三役会での「吊し上げ」

令和3年10月頃、M事務局長から「三役会に出席しなさい」と言はれ、被告の会長、副会長及び幹部が出席する三役会（参加者は原告を除き6～7名）に出席した。その際、M事務局長も同席してみた。

その際、N副会長が、原告が家庭の事情（病気に罹つた子供の看病）により、被告に事前に連絡した上で週1～2日ほど欠勤したことを問題視し「休みすぎやろ」「なめとんか」と恫喝したり、「6月に休んで自分の誕生日のパーティーしとつたやろ」などと事実無根の事実を言ひ立て（当日は土日に勤務したことの代休日であつた）、原告は「なめてません」などと述べるのがやつとで、傍らにみ

たM事務局長は原告を庇ふわけでもなく沈黙を続け、理由もなく謝罪させられたのである。なほ、M事務局長は翌日「東郷くん、昨日は大変やつたなあ」とまるで他人事のやうに原告に声を掛けた。

このやうに、M事務局長は中澤副会長らと通謀の上、通常の指導の範囲を超えて原告を「吊し上げる」目的で三役会に呼び出して原告が中澤副会長らから誹謗中傷を受けたのであるから、原告に対するハラスメントにあたる。

#### 4 使用者責任乃至債務不履行責任（職場環境配慮義務違反）

M事務局長は被告の被用者であるから、前記1乃至3の各行為によつて原告が受けた精神的苦痛について、被告は使用者責任を負ふとともに、職場環境配慮義務違反に基づく債務不履行責任を負ふ。

#### 5 損害額 合計 66 万円

原告は、前記1乃至3の各行為により精神的損害を受けたのであり、その慰謝料額は各行為一個につき20万円を下らず、総額で60万円を下らない。

また、その請求に際して必要な弁護士費用は、前記総額の10%に相当する6万円を下らない。

### 第6 請求のまとめ

以上の次第で、原告は、被告に対し、

- 1 労働契約上の権利を有する地位にあることの確認
- 2 令和5年5月10日から令和5年6月20日までの未払給与である39万8593円及びこれに対する令和5年6月26日から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金、並びに令和5年6月21日から本判決確定の日まで毎月25日限り月額給与29万4200円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金の支払
- 3 前記第4の違法解雇と前記第5のM事務局長のハラスメントの各損害賠償（慰謝料及び弁護士費用）として176万円及びこれに対する原告が解雇通知兼損害賠償請求書（甲8）を受領した日である令和5年5月11日から支払済みまで民事法定利率3%の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

### 第7 労働審判で集中的に審理された争点と、これに対する原告の主張

## 1 はじめに

被告が主張する解雇理由は、①青年部の預り金保管を懈怠して損害を出し、報告も不十分であったこと、②勤怠について注意を受けながら、欠勤・早退が続いたこと、③欠勤した日にタイムカードに手書きで出退勤時間を記入し、出勤したかのやうに偽り、もつて勤怠の報告を偽つたこと、④コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけたこと、⑤県会議員候補として日共に出向したが、選挙活動を怠つたにもかかわらず、ほぼ毎日稼働してみたと虚偽の報告をしたこと、の5点である。

まづ、④については全くの事実無根であるし、この点を措くとしても業務に無関係の事柄であるため、およそ解雇理由になる余地はない。⑤も事実無根であり、原告は毎日選挙活動に精励してみたのである。

以下では、①乃至③について詳述する。

## 2 青年部の預り金について（①について）

### (1) はじめに

被告が主張する「損害」とは、令和5年5月9日付け解雇通知兼損害賠償請求書に「貴殿は、灘民商より、同青年部の金銭出納帳及び預り現金を託され、その管理を命じられていたにもかかわらずこれを怠り、貴殿が令和4年6月13日に小切手で渡された381,600円の所在を分からなくし、少なくとも同金額の損害を及ぼしました」のことを指してあると思はれるが、原告は「青年部の金銭出納帳及び預り現金を託され」た事実などないし、前記381,600円を適切に管理してをり、被告に対して損害を与へた事実は一切ない。

以下、詳述する。

### (2) 青年部及び成徳支部の事務引継ぎがほとんどなされてゐない

原告は、被告の業務のうち青年部及び成徳支部の事務及び会計を担当してみたが、前任のU氏から会計帳簿の引継ぎを受けてをらず、青年部の現金1万数千円入りの封筒を渡されたのみで、成徳支部については現金の授受を含めて何らの引継ぎもなされなかつた。

すなはち、U氏は、令和3年7月に被告を退職した際、青年部及び成徳支部の事務を被告に引き継がなかつた。原告はそのことをm事務次長に述べても「そら、あかんなあ」と言ふ程度で真面目に対応せず、やつと原告がU氏から青年部の現金1万数千円入りの封筒を手交されたのは令和3年11月のことであつた。

U氏は、その担当してみた青年部及び成徳支部の事務について、退職時に被告に対する直接の報告義務を負つてみた。なぜなら、被告が主張する原告の解雇理由①には「適時の報告を怠つた。時期遅れの報告も、不明瞭であつた」とのこ

とであるから（甲9）、U氏についても同様に、退職時に被告に対して「適時の報告」をすべき義務があつたといへるからである。

しかし、U氏はこれを怠り、被告もU氏に対して報告義務の履行を求めなかつた。

(3) 原告は青年部及び成徳支部の現金合計約37万円を引き継いでみない

その結果、青年部及び成徳支部の引き継がれるべき約37万円が原告に引き継がれない状態となつた。

すなはち、甲11（令和3年11月12日青年部予算報告書）及び甲12（令和3年度収支・決算報告（成徳支部））の各収支報告書は、前任のU氏が作成した、それぞれ一つ前の期の各収支報告書の「次期繰越金」を、そのまま（前期繰越金ではなく）「青年部運営費」（甲11）及び「前期繰越金」（甲12）に転記し、あたかもU氏から適正な引継ぎがなされたかのやうに作成したのである。

しかし、前記(2)のとほり、U氏は令和3年7月に退職したのに青年部と成徳支部の事務を引き継がず、後任者となつた原告がそのことをm事務次長らに相談しても真面目に対策を講じやうとしなかつた。このため、やうやく同年11月に引継ぎがなされたのであるが、実際に引き継がれた現金は青年部の1万数千円程度にすぎず、成徳支部については何ら現金の引継ぎを受けなかつた。

原告が、あたかもU氏から適正な引継ぎがなされたかのやうな甲11及び甲12を作成した理由は、U氏の不明朗会計の問題を総会の席上で殊更に論（あげつら）ふことをすれば、会員の被告に対する信頼を繋ぎ止めることができなると考へたからである。

そして、原告は、令和3年11月当時、すでにU氏が退職してゐたため、甲11の作成要領がわからず、ひとまづU氏が作成してゐた前年の予算報告書で次期繰越金が256,633円となつてゐたので、これを青年部運営費に転記した。本来ならば前期繰越金として計上すべきかも知れないが、原告としては作成要領がわからなかつたため、青年部運営費に計上したにすぎない。さらに、甲11の予算報告書を作成して、m事務次長に確認を求めたところ「ええんちゃう？」と返事したため、これを総会資料として提出することとしたのである。

本来、原告が引継ぎを受けるべき金額は、青年部については約24万円（甲11「予算報告書」の令和3年11月12日時点の「青年部運営費」256,633円から実際にU氏から引き継いだ1万数千円を除いた残金）、成徳支部については約13万円（甲12「令和3年度収支・決算報告」の令和3年8月時点の「前期繰越金」の134,481円）の合計約37万円に達してゐる。この金額は、相手方がしきりに所在を不明にさせたと主張する、令和4年6月10日にm事務次長から手交された小切手の381,600円に匹敵する金額である。



- (4) 令和4年3月頃に受領したカンパ金としてm事務次長に手交した可能性がある

また、原告は、令和4年3月当時、青年部及び成徳支部の現金・領収証等を一つのメッシュケース内に混同させた状態で管理してゐた。そして、同月は、会員のための確定申告書の作成補助業務を行ひ、会員からカンパ金（一人 5,000円以上）を受領し、原告が領収証を発行するのであるが、M事務局長及びm事務次長の指示で、会員に発行する領収証の金額として、実際のカンパ額よりも多い金額（水増しされた金額）を記載することがあつた。そして、カンパ金として受領した現金は前記メッシュケースで他の会計と混同して保管してゐた。

そして、後刻、原告は、領収証の控へに記載されてゐる金額を転記した入金表を作成し、カンパ金とともにm事務次長に引き渡すのであるが、多数の会員からカンパ金を受領して事務が繁多となつたため、領収証の控へに記載した金額と実際のカンパ額との差額がいくばくかを失念してしまひ、領収証のとほりの金額（つまり水増しされた金額）の金員を引き渡してしまつたことがあつた。

さうすると、本来ならば青年部又は成徳支部の会計として保管すべき金員が、カンパ金としてm事務次長に引き渡してゐた可能性があり、その差額が、被告が所在不明であると主張する 381,600円に含まれてゐる可能性がある。

かうした事態が発生した原因は、M事務局長及びm事務次長が、水増しした領収証の発行を原告に指示した点にあるから、原告には何ら落ち度がない。

- (5) 兵商連の集金時に立替払ひをし、精算されてゐない可能性がある

また、原告は令和3年10月31日執行神戸市長選挙の前後だと記憶してゐるが、その頃、m事務次長とアポイントメントを取つてゐた兵庫県商工団体連合会（兵商連）のH氏が集金（費目は不明）のために被告を訪問したのにm事務次長が不在だつたため、原告が振込での支払を提案したところ、畑田氏が「振込はちょっと…」と消極的であつたため、記録に残すべきでない支払であると察した原告は、その場にゐたM事務局長の指示を受けて、管理してゐた前記メッシュケースの中から約11万円を取り出し、H氏に手交して立替払ひをしたことがあつた。

原告がかうした立替払ひをしたことが複数回あつたが、m事務次長が精算を失念してしまつた可能性があり、その未精算額が、被告が所在不明であると主張する 381,600円に含まれてゐる可能性がある。

かうした事態が発生した原因は、m事務次長がアポイントメントを失念したこと、振込で処理できない支払金が存在したこと、及びM事務局長が立替払ひを指示したからであつて、原告には何ら落ち度がない。

- (6) 被告は青年部及び成徳支部の会計監査をしたことがない

そもそも、被告は、青年部及び成徳支部について、会計監査（帳簿上の金額と実際の現金の突合せ）を実施したことが一切なかった。すなはち、原告は六甲支部の事務も担当してゐたが、同支部については同支部会員による会計監査がなされてゐたものの、青年部及び成徳支部の会計についてはこのやうな態勢が取られてをらず、仮に会計が不明朗であつたといふのであれば、その主たる原因は被告自身にある。

原告は、令和4年7月頃に令和5年4月執行の県議選の予定候補者となつたことから、後任者であるD氏が会計帳簿がないことによつて困ることのないやうにするため、メッシュケース内の現金及び領収証を頼りに甲13（青年部）及び甲14（成徳支部）の各金銭出納帳を作成した。

すなはち、この各金銭出納帳は、青年部について令和5年2月14日時点の現金135,868円の、成徳支部について同年2月7日時点の現金68,060円を、それぞれ残高として記載し（なほ、各時点における金銭出納帳の残高と実際の現金の額が一致してゐることは被告も認めてゐる。）、そこから領収証等の記載を頼りに逆算して作成したものであつて、入出金の都度記載したものではない。

原告は、令和4年6月13日にm事務次長から手交された小切手381,600円について、銀行で換金した際に銀行窓口で何らの書面も交付されなかつたため、甲13への記載を失念したにすぎないのであるが、仮に記載したからといつて、U氏が引き継ぐべき合計約37万円が実際に引き継がれなかつたため、やはり帳簿と現金の不整合が生じるのであり、その原因は、被告が退職したU氏に対して「適時の報告」を求めなかつた点にあることは論を俟たない。

#### (7) まとめ

以上のとおり、原告の青年部の会計管理に落ち度はなく、被告に対する損害も発生させてをらず、被告への報告を怠つた事実もないから、被告が主張する解雇理由①には理由がない。

### 3 勤怠について（②・③について）

②（欠勤、早退）について、前述した令和3年10月の「吊し上げ」の一件、つまり原告が家庭の事情（子供の看病）のため週1～2日休んだことがあつたことを意味してゐると思はれるが、被告の了承を得た上での欠勤であるし、しかも解雇の意思表示から遡つて1年半も前の事情であつて、その後は特に勤怠について問題視されることはなかつた。

③（勤怠の管理）については、そもそも原告に限らず、M事務局長らもタイムカードに手書きする要領での勤怠管理を許容してゐた。

例へば、単純にタイムカードの打刻を失念してゐた時はもちろんのこと、日共の選挙の手伝ひ（JR三ノ宮駅周辺の交通整理）のため本来の休日に直行直帰で

稼働した際も、次回出勤時に手書きで出勤及び退勤時間を記載することが許容されてみた。

よつて、いづれも解雇理由にあたらぬ。

#### 4 小括

以上のとおり、被告が主張する解雇理由はいづれも存在しない。

### 第8 労働審判の申立てに至る経緯の概要

#### 1 自宅待機命令

原告は、県議選の執行日以降、被告から自宅待機命令を受けた。

そして4月14日、M事務局長に架電して今後どうすれば良いか尋ねたところ、M事務局長は、被告の三役（幹部）と事務局で会議してから指示するので引き続き自宅待機するやう命じた。

すると、4月25日、m事務次長からの連絡で被告事務所に行ったところ、同人から「三役が復職はダメと言っている」と述べ、その理由として、①原告に対する会員からのクレームが多い、②日共事務所に出勤してゐたかわからない、③三役が「あの子は向いてないんじゃない？」と言つてゐる、④青年部費と成徳支部費を持ち出してゐるのはまずいなどと言はれた。

次いで、原告は、4月27日に被告事務所と呼ばれた際、m事務次長から青年部費の会計がおかしいと言はれたため、不正の事実がないこと等を説明した。その際、m事務次長から「三役が懲戒解雇と決めたら、給与も退職金も出せなくなる」と、懲戒解雇になる前に自ら退職する方が良いと示唆された。これに対し、原告は「それがイヤならやめると言えつてことですか？」と訊いたが、m事務次長から明確な返答はなかつた。

なほ、原告の夫が4月26日及び4月27日夜に被告事務所と呼ばれて、m事務次長らから同様の説明を受けてゐる。

その後、5月11日に解雇通知兼損害賠償請求書（甲8）を受領するに至つた。

#### 2 被告による供託

原告は、令和5年5月12日、被告から現金書留の不在票を受領した。なほ、同現金書留に在中してゐた金員がいくばくであつたかは知る由もない。

原告は同現金書留を受領しなかつたが、その理由は、仮に解雇予告手当を受領すれば後に解雇の効力を争ふことができなくなることを懸念してゐたからである。

すると、被告は、㉞同年5月23日付けで未払給与（令和5年4月21日乃至同年5月9日の19日分）の未払給与 149,894 円（甲10の1）、㉟同日付けで

解雇予告手当（給与1カ月分）286,000円（甲10の2）及び㊸同年5月24日付けで同解雇予告手当286,200円（甲10の3）をそれぞれ神戸地方法務局に供託した。

なほ、㊸の供託は、金額の過誤があつた㊹の供託を差し替へる趣旨のものとみられる。

原告は、㊹の供託については令和5年6月26日に還付請求をしたが、㊸及び㊸の供託については還付請求をする意思はない。

### 附属書類

1	訴状に代はる準備書面副本	1通
2	労働審判手続申立書副本	1通
3	労働審判申立書の訂正申立書副本	1通
4	証拠説明書	2通
5	甲号証	各2通
6	訴訟委任状	1通

## 当事者目録

- 〒 神戸市灘区  
原 告 東郷ゆう子 こと  
角 本 裕 子
- 〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階  
TEL 075-211-3828  
FAX 075-211-4810  
原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜久治
- 〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町3-15-15  
グランディア住吉駅前4階西号室  
木原功仁哉法律事務所（送達場所）  
TEL 078-855-3101  
FAX 078-855-4015  
原告訴訟代理人弁護士 木 原 功 仁 哉（主任）
- 〒657-0038 神戸市灘区深田町3-5-1  
被 告 灘 民 主 商 工 会  
被 告 代 表 者 会 長 大 森 延 幸